

『吉野塾の宅建民法がみるみるわかる本』

＜お詫びと訂正＞

2026年5月13日更新

(株)中央経済社『宅建民法がみるみるわかる本』に下記の誤りがございました。謹んでお詫びするとともに訂正いたします。

記

刷数	場所	誤	正
第1刷	57頁 発展 下から2 行目	その所 有 等不明の共有者 等 以外の共有者の全員の同意を得て、	その所 在 等不明の共有者以外の共有者の全員の同意を得て、
	208頁 見出し	6 共同相続・遺産分	6 共同相続・遺産分割
第3刷 第4刷	164頁 図表	②債務不履行による解除 賃借人の債務不履行により賃貸人が賃貸借を解除した場合、賃貸人は、 <u>転借人に対抗することができない。</u>	②債務不履行による解除 賃借人の債務不履行により賃貸人が賃貸借を解除した場合、賃貸人は、 <u>転借人に対抗することができる。</u>

以上